

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

◆洪水：ハザードマップ

玖珠町において、人命や家屋などの財産、農産物などに大きな影響を及ぼす災害としては、集中豪雨や台風などによる洪水が想定される。水位周知河川に指定された河川（玖珠川・森川）が、はん濫した場合に想定される被害予測、浸水範囲や避難方法などの情報を記載したハザードマップを令和2年度に作成する。事前に洪水浸水想定区域等や避難場所を確認し、避難情報に注意し、安全に避難する必要がある。

主な被害の状況の想定は下記のとおり。

	玖珠川	森川
流域の総雨量	901 mm (24 時間)	605 mm (6 時間)
浸水時の想定最大水深	5.0m～10.0m未満	5.0m～10.0m未満
浸水時の想定継続時間 (水深 0.5m以上)	24 時間 (1 日間) ～ 72 時間 (3 日間)	24 時間 (1 日間) ～ 72 時間 (3 日間)
該当する地域	大隈・岩室・塚脇・帆足・山田・四日市・小田・戸畑・山浦	森・帆足・四日市

◆土砂災害：ハザードマップ

玖珠町内には、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が町内各地に 642 箇所存在する。土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危険が生じるおそれのある区域であり、土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域である。警戒区域に住んでいる方は、大雨の時、警戒避難が必要である。また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があるため、家の周辺の傾斜や溪流、避難場所等を確認しておく必要がある。

◆地震による被害想定

県内に想定される地震において対象となる断層帯は、大分県地震被害想定調査（平成 31 年公表版）によると 4 つあり、このうち玖珠町において大きな被害が想定される地震を引き起こす断層帯として①万年山一崩平山断層帯、②日出生断層帯があげられる。この 2 つの活断層は地震本部（政府地震調査研究推進本部）が公表している主要活断層評価において B ランク（30 年以内の地震発生確率が 0.1%未満）であり、全国の中では相対的に発生確率の低いものとなっているが、いつ起きてもおかしくない地震として備える必要がある。

大地震が発生した際の玖珠町における最大震度及び被害の状況の想定は下記のとおり。

	万年山一崩平山断層帯による地震	日出生断層帯による地震
震 度	最大震度 6 強	最大震度 7
人的被害	冬 5 時での地震発生で 死者 5 名、中等傷者 2 名	冬 5 時での地震発生で 死者 7 名、中等傷者 4 名

	夏 12 時での地震発生で 死者 3 名、中等傷者 3 名 冬 18 時での地震発生で 死者 3 名、重傷者 1 名、中等傷者 3 名	夏 12 時での地震発生で 死者 5 名、重傷者 1 名、中等傷者 4 名 冬 18 時での地震発生で 死者 5 名、重傷者 1 名、中等傷者 6 名
建物被害	全壊・焼失 449 棟、半壊 922 棟 (うち木造 全壊・焼失 398 棟、半壊 872 棟)	全壊・焼失 731 棟、半壊 922 棟 (うち木造 全壊・焼失 659 棟、半壊 849 棟)
その他被害	地震発生当日 7 割断水、一週間後 3 割断水 危険なブロック塀倒壊による死者想定あり 避難所 1,957 名、疎開者 1,054 名 長期的住機能支障世帯 46 世帯	地震発生当日 8 割断水、一週間後 4 割断水 危険なブロック塀倒壊による死者想定あり 避難所 2,423 名、疎開者 1,305 名 長期的住機能支障世帯 74 世帯

◆感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 671 人
- ・小規模事業者数 585 人

【内訳】

管内人口 (R6. 12 月末 現在)	業種	商工業者数
13,808 人	建設業	62
	製造業	42
	卸売業	30
	小売業	185
	飲食・宿泊	110
	サービス業	128
	その他	114

※事業所は玖珠町全域に広く分布している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

①地域防災計画、国土強靱化計画の策定

玖珠町では、昭和 36 年に施行された災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、地域の保全と町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする「玖珠町地域防災計画」を策定している。平成 25 年 12 月に施行された国土強靱化基本法では、災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらすおそれがある「脆弱性」を減らすため、事前に取組むべき施策をすすめるために「玖珠町国土強靱化計画」を令和 3 年 3 月に策定している。

②防災に関する情報提供

町民に風水害や地震に関する情報を提供し、災害に対して事前の備えに役立てていただくことを目的に「玖珠町防災ガイドブック」を作成し、全戸配布している。防災ガイドブックは、土砂災害危険箇所や避難所をはじめ、様々な災害に対する知識と備えをまとめており、家族で防災について話をしたり、自主防災組織などの活動の際に活用されている。

③災害備蓄品

避難所及び玖珠町役場に備蓄倉庫（13 箇所）を配置し、災害備蓄物資を計画的に備蓄している。主な品目は、主食（米・パン）、飲料水、ワンタッチテント、簡易トイレ、エアマット、段ボールベット、間仕切り、投光機、発電機、テレビ、ラジオ、毛布、ブルーシートなどを備えている。

2) 当会の取組

- ・平成 29 年 8 月に玖珠町と災害発生時に関する協定を締結
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・玖珠町が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・大分県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、平成 29 年 8 月に玖珠町と締結した「災害発生時に関する協定」があるが、緊急時の取組み内容については漠然的な記載にとどまり、運用後の課題の発見、内容の改善・向上までには至っていない。そのため、平時・緊急時における不測の事態への対応能力が十分にあるとはいえない。また、職員の人員も限られており、災害時の対応やその後の復興支援における助言、特に保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員が不足しており、体制強化も必要である。

さらに小規模事業者においては BCP、事業継続力強化計画を策定している事業者は少なく、今後の策定支援は急務となっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を整備するため、当会と玖珠町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携を平時から構築する。
- ・組織内における役割分担を明確にし、防災対策のための会議を定期開催するなど担当者間の情報共有の場を設ける。
- ・保険・共済に対する助言を行える職員を育成する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・本計画に沿って、自然災害発災時や感染症発生時に速やかに混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添：令和7年1月更新）。

3) 関係団体等との連携

- ・他の支援機関等に専門家の派遣を依頼し、商工会員及び会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼や、連携したセミナー等を共催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等の取組状況を確認する。
- ・玖珠町経営力強化支援事業推進協議会（構成員：当会、玖珠町、外部有識者（中小企業診断士）、大分県職員、法定経営指導員）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- ・最新のハザードマップの周知や、防災情報等の提供を行う。
- ・おおいた防災アプリ等の利用の推進を行う。
- ・専門家、保険会社と連携して、地域内小規模事業者を対象として普及啓発セミナーの実施、損害保険の紹介、個別相談会の実施を行う。また、事業継続力強化計画の必要性を周知し、損保会社が開発した『BCPキットくん』を活用した策定支援を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと想定し、当町との連絡ルートの確認、消火器の使用方法等の訓練を実施する（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一に考え、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、玖珠町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じて当会と当町で実施する応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当会と当町の協議により決定する。
- ・地区内小規模事業者等の大まかな被害状況を確認するため、職員は担当部会長、支部長と連絡を取り、1～2日以内に玖珠町へ報告するとともに、商工会災害システム（全国連版）を活用し情報共有する。
- ・本会と玖珠町が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を經由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、玖珠町から直接大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

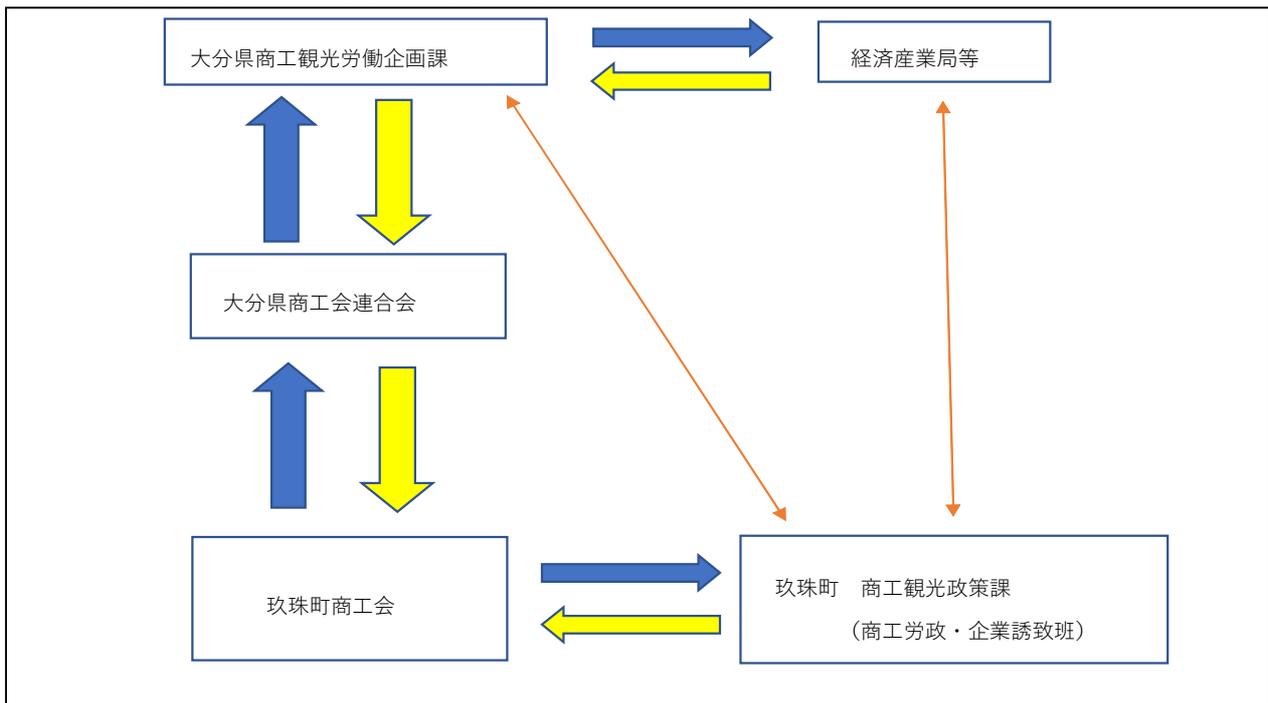
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する
2ヶ月以降	30日に1回共有する

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制及び調査体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記のとおりである。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、玖珠町災害対策本部の指示に従いながら、本会と玖珠町企画商工観光課が協議のうえ決定する。
- ・本会と玖珠町は、「被害算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、役場内の関係部署（玖珠町商工観光政策課）との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・本会と玖珠町が共有した被害情報を、本会から大分県商工会連合会を經由し大分県へ報告する。その他緊急な連絡については、玖珠町から直接大分県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を大分県の指定する方法にて当会又は当町より大分県へ報告する。



4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、玖珠町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策

や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

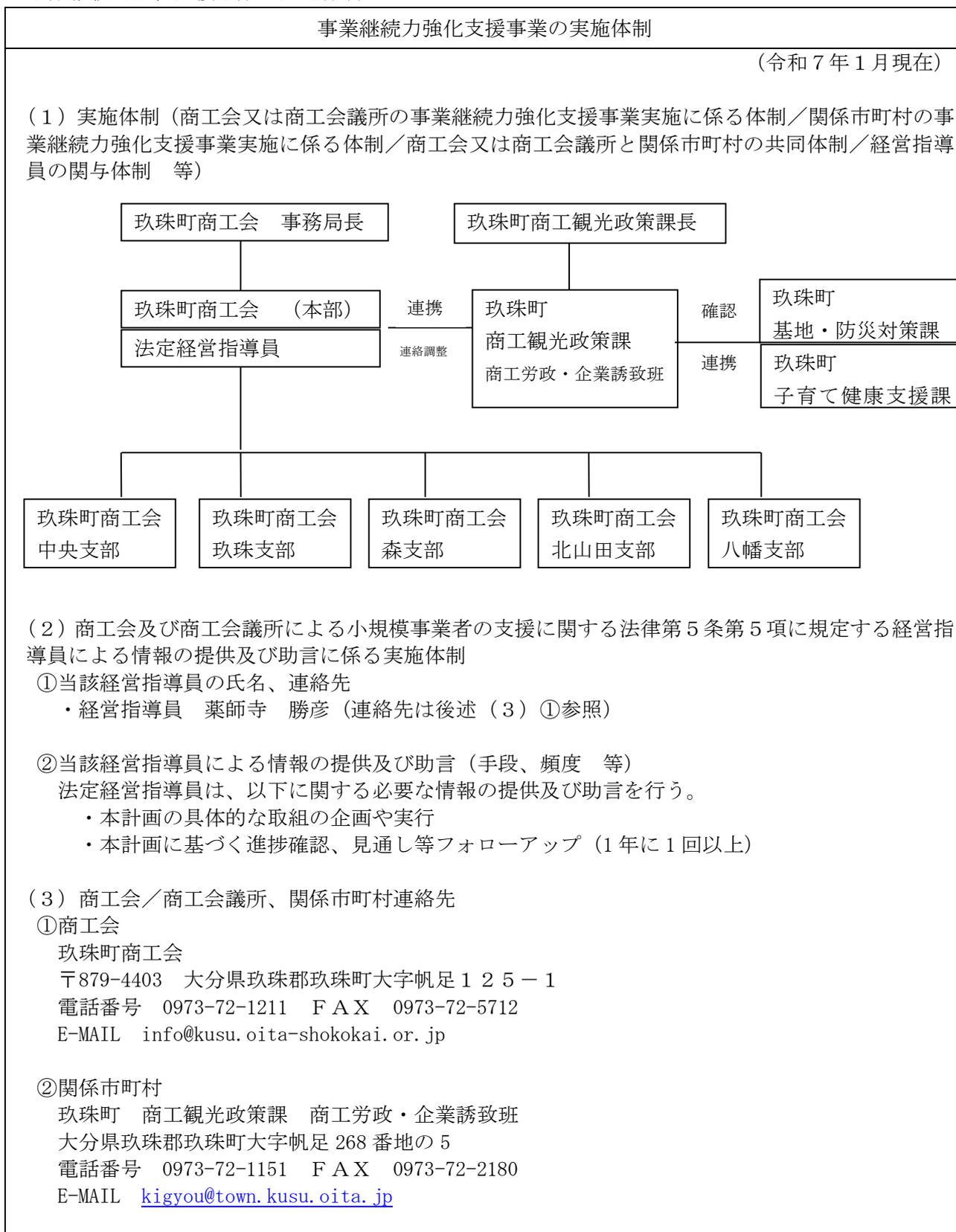
- ・大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	39	39	39	39	39
・ セミナー開催費	11	11	11	11	11
・ パンフ、チラシ 作製費	20	20	20	20	20
・ 防災、感染症対 策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、県補助金、町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等